係条るの細二目十	
二法第第二二号百に七係十る一細条目の二十八の	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第二百十条の十一の四第二号に規定する額 四　第二百十条の十一の四第三号に規定する額 五　第二百十条の十一の四第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額 七　第二百十条の十一の四第六号に規定する額 八　第二百十条の十一の四第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間